

## 道路工事施行承認申請書記載要領

1. 申請者が法人の場合は、「住所」欄には主たる事務所の所在地、「氏名」欄には名称および代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。  
なお、申請者については次によること。
  - (1) 建築工事等のための一時的なものであるときは、工事請負者が申請すること。
  - (2) 建築工事完了後、継続して車庫等のために歩道の切下げを使用するとき、または、新規に歩道切り下げ工事を行うときは、車庫等の所有者が申請すること。
2. 「施工目的」は、「車庫等に車を乗り入れるため」、「○○ビル建築工事に伴う工事用車両の一時乗入れのため」等具体的に記載すること。
3. 「施工場所」の欄は、住居表示で記入すること。「歩道・車道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 「工事概要」については、「工事種別」に「歩道切下げ」や「歩道舗装」など道路および道路付属物の形態の工事内容を記入し、「施工数量」として、延長・面積等の施工規模を記入すること。
5. 「工事期間」については、工事を施工する期間を記入すること。  
なお、工事用車両の一時乗り入れのための使用期間は含まない。
6. 「復旧工事期間」については、復旧工事がある場合のみ記入すること。
7. 「施工業者」については、業者名等を記載し、未定の場合にはその旨記載し、工事着手届を提出するときに記入すること。
8. 「添付書類」について
  - (1) 現況写真は遠景および近景で現地の状況がわかるものを添付すること。
  - (2) 道路台帳平面図は品川区HPより印刷可能である。
  - (3) 「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」に該当するL型側溝等の工事については、協定締結した土地利用計画図を添付すること。
  - (4) 切下げ延長について、車庫7.2mを超える場合は車両軌跡図を添付すること。
9. その他必要な事項については、「備考」欄に記載すること。
10. 提出部数は2部とする。
11. 承認後、申請を取り下げたい場合は「道路工事等取下届」を提出すること。また、工事内容等変更する場合は担当者と協議の上、変更内容がわかる図書とともに「道路工事等変更届」を遅滞なく提出すること。
12. その他
  - (1) 申請から承認書発行まで概ね1週間程度かかるため、余裕をもって申請すること。
  - (2) 承認書と併せて着手届および竣工届を配布するが、工事着手前に着手届を提出し、工事竣工時には申請した工事種別の構造や延長等がわかるように段階ごとに撮影した現場写真を添付した竣工届を速やかに提出すること。

【お問い合わせ・提出先】

品川区役所 第2庁舎5階  
土木管理課 占用係

TEL 03-5742-6785